

議案第 1 2 号

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料
並びに手数料条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに
手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市こどものこころクリニックにおいて新たな手数料を設けるための改正

飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例（平成20年飛驒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表1 文書料の表診断書の部死体検案書の項の次に次のように加える。

心理検査所見（飛驒市こどものころクリニック）	1 通につき 500円
------------------------	-------------

別表2 その他の表に次のように加える。

教育、福祉等患者関係者 コンサルテーション料 （飛驒市こどものころクリニック）	コンサルテーション面談 1 回30分につき8,000円
選定療養費予約料（飛驒市こどものころクリニック）	(1) 初診予約料 1 回につき3,000円 (2) 再診予約料（医師の判断により相当数の時間を要する診療を行う必要があると認めた場合の診療予約に限る。） 1 回につき1,000円
ペアレントトレーニング料（飛驒市こどものころクリニック）	患者の養育者に対して行うペアレントトレーニング料 1 回につき2,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

資 料

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行			改 正 案		
本則・附則 略 別表 (第2条関係) 1 文書料			本則・附則 略 別表 (第2条関係) 1 文書料		
	区分	単位及び金額		区分	単位及び金額
診断書	死亡診断書	1 通につき 5,500円	診断書	死亡診断書	1 通につき 5,500円
	死体検案書	1 通につき 5,500円		死体検案書	1 通につき 5,500円
	_____	_____		<u>心理検査所見(飛騨市こどもの こころクリニック)</u>	<u>1 通につき 500円</u>
	特別児童扶養手当障害認定診 断書	1 通につき 3,300円		特別児童扶養手当障害認定診 断書	1 通につき 3,300円
身体障害者診断書の項～その他の診断書 (簡単なもの) の 項 略			身体障害者診断書の項～その他の診断書 (簡単なもの) の 項 略		
証明書の部 略			証明書の部 略		
2 その他			2 その他		
	区分	単位及び金額		区分	単位及び金額
差額室料 (飛騨市民病院) の項～医師面談料の項 略			差額室料 (飛騨市民病院) の項～医師面談料の項 略		
_____	_____	_____	教育、福祉等患者関係者 <u>コンサルテーション料</u> (<u>飛騨市こどものこころ クリニック</u>)	<u>コンサルテーション面談 1 回30分 につき8,000円</u>	
_____	_____	_____	<u>選定療養費予約料 (飛騨 市こどものこころクリニ ック)</u>	<u>(1) 初診予約料 1 回につき3,000円</u> <u>(2) 再診予約料 (医師の判断により相当 数の時間を要する診療を行う必要が</u>	
_____	_____	_____			
_____	_____	_____			
_____	_____	_____			

資料

		<u>あると認めた場合の診療予約に限る。）1回につき1,000円</u>
	<u>ペアレントトレーニング料（飛騨市こどものころクリニック）</u>	<u>患者の養育者に対して行うペアレントトレーニング料 1回につき2,000円</u>

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険 直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を 改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

飛騨市こどものこころクリニックにおいて新たな手数料を設けるための改正

2 改正の内容

飛騨市こどものこころクリニックにおける保険適用外の対応について、次に掲げる手数料を新たに設けるもの。

(1) 心理検査所見

心理検査の検査所見を書面により患者に交付する場合の手数料

(別表1 文書料関係)

(2) 教育、福祉等患者関係者コンサルテーション料

学校教育、福祉関係等患者の関係者と面談し、必要な助言又は指導を行う場合の面談料

(別表2 その他関係)

(3) 選定療養費予約料

患者の選択に基づき、医師により時間を要する心理療法その他診療の実施、医師の診療に引き続き公認心理師又は看護師による心理面談その他各種療法を受ける場合の診療時間予約について保険外併用療養費の選定療養費として認められている予約料

(別表2 その他関係)

(4) ペアレントトレーニング料

日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的に、養育者が子どもとのより良いかかわり方を学ぶプログラムを実施する場合の手数料

(別表2 その他関係)

3 施行日 令和3年4月1日